

生活保護制度における費用返還義務に係る法解釈と政策的課題

○ 国立社会保障・人口問題研究所 黒田有志弥（会員番号 8948）

キーワード：生活保護、急迫保護、費用返還義務

1. 研究目的

生活保護法（以下、「法」という。）4条3項は、「同条1項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」とし、法25条は、「要保護者が急迫した状況にあるときは、速やかに職権をもって保護を開始しなければならない」と規定しているが、事後的に資力があることが判明した場合は、保護の実施機関の定める額を返還することとされている（法63条）。この費用返還義務は、保護の補足性の原則（法4条1項）から要請される事項であるが、他方で、生活保護法が最低限度の生活を保障することと同時に、被保護者の自立を助長することも目的としていることからすれば、それに資するために、いかなる限度で返還を求めることができるかが問題となる。これに適切に対処することを意図して、返還額の決定は保護の実施機関の裁量に委ねられているが、生活保護に関する法的紛争の中で、この費用返還義務の有無と返還額に関して争われる事例が散見され、保護の実施機関の決定が覆される事例も見られることからすると、費用返還に係る事務が必ずしも生活保護制度の趣旨に沿って運用されているとはいえない。

また、今後の更なる高齢化の進展により、判断能力を失い、資力がありながらその活用ができない状態となっている者に、職権での保護開始を行う必要がある場合も増加していくものと考えられ、生活保護制度の運用において、急迫の保護と資力が存した場合の費用返還義務の役割も高まる予想される。

そこで本研究では、生活保護制度における費用返還義務に関する法解釈を先行研究を踏まえあらためて整理するとともに、近年の裁判例を分析し、法解釈での解決の限界と政策的な課題を提示し、検討を行う。

2. 研究の視点および方法

法4条、法63条の規定の解釈及び運用に関する先行研究を整理し、近年の関連する事例（裁判例）の分析を行った上で、その法的枠組みについて明らかにし、被保護者の自立助長に資する費用返還義務のあり方について検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は、先行研究、裁判所が公開している判決（民間会社のデータベースに収載されているものを含む）、行政庁による通達等、公知の事実を分析対象とするものであり、人を

対象とする研究ではないが、その実施にあたって「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン指針」を遵守している。

4. 研究結果

費用返還義務について、返還額の上限は、支給をした保護金品に相当する金額の範囲内で、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているが、その運用においては、生活保護法の目的である自立助長の観点等から、特定の金銭については、収入認定しない扱いがされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生事務次官通知））。そのうち、自立更生のために使われる金銭は、その使途の調査等を踏まえ、自立更生のために当てられると認められる金額のみであるが収入認定から除外されることとなっている。しかしながら、生活保護費では賄いきれない支出が発生することが想定されることが比較的明らかであり、そのために備えた給付型奨学金であっても漫然と収入認定し、その分の費用返還を求めるなど、法的紛争になった事例のみからも生活保護制度の趣旨から逸脱した運用が散見される（例えば福島地判平成 30 年 1 月 16 日判例タイムズ 1451 号 172 頁など）。また、資力があるにもかかわらず急迫の事情により職権で保護がなされた場合の費用返還請求の際に、他の社会保障制度との調整がなされていないため、被保護者にとって不合理と考えられる返還額が決定された事例もある（例えば、東京高判令和 2 年 6 月 8 日判例タイムズ 1478 号 31 頁）。

費用返還義務に関する法 63 条の解釈としては、被保護者の自立の助長の目的から、保護の実施機関の返還額の決定に係る裁量権に一定の制約があることは、判例・学説上認められており、その解釈は妥当であると考えられる。しかしながら、上記の費用返還義務に関する事例からは、被保護者の自立の助長の目的に適合しない運用がなされたり、被保護者に生じた不利益が、生活保護制度が他の社会保障制度と制度的な調整がなされていないことに起因していることが示唆される（上記の東京高判令和 2 年 6 月 8 日の解説（判例タイムズ 1478 号 31 頁）において、生活保護における医療扶助と公的医療保険制度における自己負担分とを事後的に調整する制度的な手当てが望まれると指摘されている）。

5. 考察

近年の制度改革により、生活に困窮する者や世帯に対する支援も、公的なものから民間の主体が行うものまで充実しつつあるが、生活保護制度の目的の 1 つである自立助長が効果的に達成されるためには、生活保護を受給しつつも他の適切な支援が受けられる状況を整えることが必要である。しかしながら、生活保護制度の費用返還義務の運用のあり方を見ても、生活保護制度がそれら公的な制度や民間の支援と協働して自立助長を図っているとは言えない状況が存在する。これまでの改革に引き続き、生活保護制度の費用返還義務のあり方についても、他の制度や支援との制度的な調整の観点から検討されるべきである。